

日本学生支援機構奨学金

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生は、下記入力期間内に「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）してください。

入力を忘れた場合、奨学金は廃止されます。また、入力内容、学業成績により、奨学金が停止、廃止又は減額となることがあります。

対象者：日本学生支援機構奨学生全員（ただし、下記の者を除く）

- ・2024年3月までに貸与または給付が終了する人（2024年3月満期者含む）
- ・2023年11月以降に初回振込の採用者（2023年度秋季入学者等）
- ・第一種奨学金緊急採用者
- ・【貸与の場合】休止中・停止中の人
- ・【給付の場合】休止中の人 ※停止中の人提出必要

入力期間：2023年12月15日（金）～2024年1月12日（金）

※2023年12月29日（金）～2024年1月3日（水）は入力できません。

注意事項：

1. 「D-奨学金振込みの継続の確認」の質問で「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、3月まで（4月以降振込なし）で辞退となります。
 - (1) 下記の場合は、「奨学金を希望します」で入力のうえ、後日異動願（退学、休止、辞退）の提出又は廃止・停止の措置を受けてください。
 - ① 休学、留年、留学等により今後、奨学金が休止・廃止・停止となる場合
 - ② 予定（退学、辞退等）が決まっていない、辞退するか迷っている場合
 - ※ 入力後に変更できますが、入力期間終了後は辞退から継続に変更することはできません。
 - (2) 【大学院のみ】大学院第一種奨学生で上記「継続を希望しません」を選択した場合、特に優れた業績による返還免除は2023年度申請対象者となり、次年度以降の申請はできません。
 - (3) 【大学院のみ】学振特別研究員採用内定者で、本通知を受け取った方は、下記URLを参照のうえ、辞退の異動願を提出、もしくは継続願にて辞退を選択してください。
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_08.html
2. 【貸与のみ】貸与奨学金は返還が必要な奨学金のため、貸与月額が多いと将来の負担となります。継続願で入力された収支状況を確認いただき、必要に応じて貸与月額の減額をご検討ください。「H-経済状況」の「あなたの2022年12月から2023年11月の収入と支出の差額」が学部では36万円以上、大学院では45万円以上ある場合が見直しの目安となります。
3. 複数の奨学金を支給されている場合は一種、二種、給付それぞれについて入力してください。

問い合わせ先：※12/28～1/4は年末年始のため窓口休止となります。

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム（本郷キャンパス学生支援センターM階） 9:00～17:00

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp